

# 専門会社互助会のしおり

## ●目的

1. 本会は、佐藤工業(以下「会社」という)より工事を受注した専門会社の連携と相互扶助の精神に基づき、専門会社の従業員及び事業主が、万一不慮の災害を被った場合に対処するため、労働災害の共済事業を目的として昭和44年8月1日に発足しました。
2. その後労働安全対策を事業に加え運営してきましたが、平成14年に建設業を取巻く環境変化への対応として、それまで拡充の一途を辿ってきた助成事業項目を根底から見直しを行い、雇用能力開発事業、安全衛生管理促進事業、災害等互助事業、広報事業の4事業に編成して運営しています。  
また、平成18年の保険業法改正に伴い、災害等互助事業において、すべて保険会社と保険契約を締結し、保険会社から給付される保険金でまかなっています。

## ●会員

1. 会員の範囲は、会社と会社の国内支店の工事を下請負した専門会社(材料納入業者を除く)となっています。専門会社は、原則として工事受注に伴う会費の納入によって、自動的に本会の会員となります。

## ●会費

1. 専門会社負担分の会費は、支払計上額に徴収率を乗じた金額です。但し、支払計上額が100万円未満の場合は一律に100万円として扱います。また、徴収金額に10円未満の端数が生じた場合は10円単位に切り上げて徴収します。なお、会費は会社の支払い代金より差引き徴収します。
2. 会社は、専門会社が負担する額と同額の会費を負担します。
3. 会費の徴収率は、0.035%となっています。

※会費徴収の例は下記の通りです。(支払計上額100万円の場合)

区分 \ 項目	徴収率	会費徴収額
専門会社負担額	支払計上額の0.035%	350円
会社負担額		350円
計		700円

## ●運営

本会の組織は、本部(佐藤工業の本社に置く)と支部(佐藤工業の支店に置く)とで構成されています。本会の役員は、佐藤工業が指名する会社の役職員と、会員が選出した専門会社事業主の各々半数をもって構成され、本部・支部役員による総会の決議に基づいて運営します。  
また、日常業務は本部・支部に設けられた事務局が担当します。

## ●支給の条件と方法

1. 助成金・給付金の受給者は事業の種類によって、会員、専門会社の従業員、支部、本部、本部が認める団体等に分かります。
2. 受給の申請手順は、会員(専門会社、作業所)→支部→本部が基本となります。
3. 助成金・給付金の支給は、本部で決済の後、行なわれます。

- このしおりに記載する事項は概要を示すもので、実施については規約等の規程によります。詳細については、本部事務局(本社安全部内)、支部事務局(各支店安全環境部内)へお問い合わせ下さい。

佐藤工業専門会社互助会